

蒲郡市防犯灯設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、夜間における犯罪、事故等の発生を未然に防止し、明るく住みよいまちづくりを推進するため、防犯灯の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LED 防犯灯のうち発光ダイオードを用いたものをいう。
- (2) 維持管理 既設防犯灯の機器交換及び引込線の修理をいう。

(設置計画)

第3条 防犯灯の設置はLEDとし、電柱又はそれに準じた柱（以下「電柱等」という。）に共架するものとする。

(設置基準)

第4条 LEDは、次の各号のいずれにも該当する場合に設置する。ただし、特別の事由により市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 犯罪、事故等が発生又は発生するおそれがあり、防犯上必要と認められること。
- (2) 既設置場所と新たな設置場所との距離が、概ね50メートル以上あること。
- (3) 設置に適した電柱等があり、電気を供給することが可能なこと。ただし、取り付け場所のないときは土地所有者の同意を得た上で、小柱等を用意すること。
- (4) 設置する場所の電柱等所有者の同意を得られること。
- (5) 設置場所周辺の民家、農地等に、防犯灯の照明による害を及ぼすおそれがある場合は、その所有者等の同意が得られていること。

(設置要望等)

第5条 総代は、前条に規定する設置基準を満たした防犯灯の新設、移設又は廃灯が必要である場合には、次に掲げる区分により要望書又は申請書を市長に提出するものとする。

- (1) 新設 防犯灯新設要望書（第1号様式）を提出するものとする。
- (2) 移設 防犯灯移設申請書（第2号様式）を事前に提出するものとする。

(3) 廃灯 防犯灯廃灯申請書（第3号様式）を事前に提出するものとする。

（防犯灯の設置等）

第6条 市長は、前条第1号の要望書の提出があったときは、第4条の設置基準に適合するかどうかを審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内においてLEDを設置するものとする。

2 市長は、前条第2号及び第3号の申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、防犯灯移設・廃灯承認（不承認）通知書（第4号様式）により総代に通知するものとする。

（費用の負担区分）

第7条 費用の負担は、次に掲げる区分により負担するものとする。ただし、特別の事由により市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(1) 新設 防犯灯の新設に必要な費用は、市の負担とする。

(2) 移設及び廃灯 防犯灯の移設及び廃灯に必要な費用は、総代区の負担とする。
ただし、電柱の移設等による防犯灯の移設については、市の負担とする。

(3) 電柱等 取り付け場所のないときに用意した電柱等の設置費用は、総代区の負担とする。

(4) 維持管理 防犯灯の維持管理の費用は、市の負担とする。

(5) 電気料 防犯灯の電気料は、市の負担とする。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 防犯灯設置に関する取扱基準（平成6年9月28日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行する。

蒲 郡 市 長 様

総代区 _____

総代名 _____

防犯灯新設要望書

このことについて、下記のとおり要望します。

記

| | | | |
|---|---------------------|-----|------------|
| 常会名 | | | |
| 設置場所 | 蒲郡市 _____ 町 _____ | | |
| 設置柱 <small>(いずれかを○で囲み、 プレートの文字を記載する)</small> | 電柱(プレート2枚) | 上 | |
| | | 下 | |
| | 電柱(プレート1枚) | 中電 | |
| | | NTT | |
| 小柱(地元で設置) | 最も近くの中電柱番号(_____) | | 最も近くの中電柱番号 |
| 位置図 | | | |

※設置柱について

- (1) プレートが1枚のNTT柱と小柱(鉄柱)は、その柱の最も近くにある中電柱から電気を引き込むため、最も近くにある中電柱の番号を記載してください。
- (2) 小柱(鉄柱)の設置費は地元負担ですのでご承知ください。また、小柱は、最も近くにある中電柱から20m以内の位置に建ててください。

蒲 郡 市 長 様

総代区

総代名

防犯灯移設申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

| | 常会名 | 取付(引出) 電柱番号 | 設 置 場 所 | 電柱の種類 | 備考 |
|--------------|-----|----------------|---------|------------------------------------|----|
| 移設前 | | () | 蒲郡市 町 | 中電柱 軒下 小柱(鉄柱) 電話柱(番号) () | |
| 移設後 | | () | 蒲郡市 町 | 中電柱 小柱(鉄柱) 電話柱(番号) () | |
| 見取図(移設箇所の詳細) | | | | | |

(注1) 電柱の種類欄は、次の区分により○で囲んで下さい。

中電柱～既設の中部電力電柱へ付けるもの。

小 柱～小柱1本を建て付近の電柱等から引き込むもの。この場合小柱の設置費は、地元負担ですのでご承知下さい。なお、小柱を建てる位置は本柱より20M以内に建てて下さい。

軒 下～家屋の軒下、又は家屋の角等に付けるもの。

電話柱～電話柱へ付ける場合は、市が取りまとめて許可申請をします。

(注2) 中電柱に取り付ける場合、電柱に変圧器や特殊装置がある場合は、中部電力(株)から取付許可がない場合があります。

(注3) 移設にかかる費用はすべて地元負担になります。

蒲 郡 市 長 様

総代区

総代名

防犯灯廃灯申請書

このことについて、下記のとおり申請します。

記

| | |
|------------|-------------------|
| 常 会 名 | |
| 取付（引出）電柱番号 | |
| 設 置 場 所 | 蒲郡市 町 |
| 電 柱 の 種 類 | 中電柱・小柱（鉄柱）・軒下・電話柱 |

見取図（廃止箇所の詳細）

（注） 廃灯にかかる費用はすべて地元負担になります。

第4号様式（第6条関係）

蒲 第 号
年 月 日

総代区

様

蒲郡市長



防犯灯移設・廃灯承認（不承認）通知書

年 月 日付けで申請のありました防犯灯移設・廃止申請につきましては、申請内容を承認（不承認）いたします。